

別紙

| 監査対象団体 | 公益財団法人 長田ふるさと財団 |
|-----------|---|
| 所管部(局)課 | 県民生活部 県民生活総務課 |
| 監査実施日 | 令和4年10月21日 |
| 事業の概要 | <p>福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業 (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業 (3) 生涯学習及び地域文化的振興に関する事業 (4) 看護の促進に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| 財政的援助等の内容 | <p>【出捐金】 (出捐率 59.6%)</p> <p>300,000,000 円</p> |
| 監査の結果 | <p>〔指導事項〕 なし</p> <p>〔注意事項〕 2件</p> |
| 監査対象団体 | 山梨県土地開発公社 |
| 所管部(局)課 | リニア未来創造局 二極点居住推進課 |
| 監査実施日 | 令和4年11月4日 令和5年2月7日 |
| 事業の概要 | <p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>土地造成事業</p> <p>県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。</p> |
| 財政的援助等の内容 | <p>【出資金】 (出資率 100.0%)</p> <p>20,000,000 円</p> <p>[補助金] 山梨県土地開発公社債務処理対策貸付金 230,458,000 円</p> <p>[貸付金] 山梨県土地開発公社債務処理対策貸付金 6,459,072,000 円</p> <p>[債務保証] 山梨県土地開発公社債務処理対策費</p> |
| 監査の結果 | <p>〔指導事項〕 なし</p> <p>〔注意事項〕 1件</p> |
| 監査対象団体 | 山梨県下水道公社 |
| 所管部(局)課 | 県土整備部 都市計画課下水道室 |
| 監査実施日 | 令和4年11月28日 令和5年2月9日 |
| 事業の概要 | <p>設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行って、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(2) 下水道知識の普及啓発</p> <p>(3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業</p> <p>(4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> |
| 財政的援助等の内容 | <p>【出捐金】 (出捐率 50.0%)</p> <p>37,000,000 円</p> |
| 監査の結果 | <p>〔指導事項〕 なし</p> <p>〔注意事項〕 1件</p> |
| 監査対象団体 | 山梨県住宅供給公社 |
| 所管部(局)課 | 県土整備部 建築住宅課 |
| 監査実施日 | 令和4年11月8日 令和5年2月7日 |
| 事業の概要 | <p>住宅を必要とする労働者に対し、住宅の購入分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 住宅の購入分譲を行うこと。</p> <p>(2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(4) 市街地においてこの公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(5) 住宅の用に供する宅地の造成にあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-----------------|---------------------------|--------------------|-------------------------|--|-----------------------|---------------|--|-------|-------------|--|---------------------|-------------|--|-------|-----------------|--|--------------------|-----------------|--|--------|-----------------|
| 財政的援助等の内容 | <p>を行うことが適當である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(6) この公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(8) 水面埋立事業を施行すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみすから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び団体住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>(10) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [出資金] | <p>(出資率 100.0%)</p> <table> <tr> <td>[補助金]</td> <td>山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td></td><td>山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金</td> <td>240,000,000 円</td> </tr> <tr> <td></td><td>[負担金]</td> <td>6,614,000 円</td> </tr> <tr> <td></td><td>山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金</td> <td>2,059,380 円</td> </tr> <tr> <td></td><td>[貸付金]</td> <td>6,876,232,000 円</td> </tr> <tr> <td></td><td>山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金</td> <td>6,876,232,000 円</td> </tr> <tr> <td></td><td>[損失補償]</td> <td>6,992,933,000 円</td> </tr> </table> | | [補助金] | 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金 | 10,000,000 円 | | 山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金 | 240,000,000 円 | | [負担金] | 6,614,000 円 | | 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金 | 2,059,380 円 | | [貸付金] | 6,876,232,000 円 | | 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金 | 6,876,232,000 円 | | [損失補償] | 6,992,933,000 円 |
| [補助金] | 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金 | 10,000,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金 | 240,000,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [負担金] | 6,614,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金 | 2,059,380 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [貸付金] | 6,876,232,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金 | 6,876,232,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [損失補償] | 6,992,933,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [監査の結果] | <p>(公の施設管理)</p> <table> <tr> <td>山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅</td> <td>17,091,797 円</td> </tr> <tr> <td>指定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理委託料(令和3年度)</td> <td></td> </tr> </table> <p>[指導事項] なし</p> | | 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 | 17,091,797 円 | 指定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 | | 指定管理委託料(令和3年度) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 | 17,091,797 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定管理委託料(令和3年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 | <p>1 貸貸住宅未収金 2,950,071 円 退去者負担修繕未収金 4,783,835 円</p> <p>2 長期未収金について、次のとおり不備があった。</p> <p>①平成29年度以後の督促記録が整備されておらず、督促状況が確認できなかった。 ②退去者負担修繕未収金に関する取扱要領に、居住地が判明している者に対し督促状等を発送することが定められているが、令和3年度に行なった居住地再調査により居住地が判明した者へ、発送されているが、令和3年度に行なった居住地再調査により居住地が判明した者へ、発送されているが、令和2年度の消費税確定申告</p> <p>3 消費税の還付加算金は消費税の課税対象とはならないが、令和2年度の消費税確定申告による還付加算金を消費税の課税対象として会計処理しており、消費税が過大に納付されていた。</p> <p>4 公社所有地に係る使用許可について、毎年度、使用料や使用許可期間等の報酬となる書類が確認できなかつた。</p> <p>5 県営住宅道具撤去修理工事において、工事請書に添付された工事設計書に道具撤去に伴う産業廃棄物の運搬処分費が計上されていたにもかかわらず、当該運搬処分が終了する前に、請負代金が支払われているものがあつた。</p> <p>6 県営住宅等管理業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、県営住宅等退去修繕等基本契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかつた。</p> <p>〈注意事項〉 なし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|---|
| 監査対象団体 | 公益財團法人 やまなし産業支援機構 |
| 所管部(局)課 | 産業労働部 産業政策課 |
| 監査実施日 | 令和4年12月12日、13日 令和5年2月9日 |
| 事業の概要 | 県内中小企業等の経営基盤強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化、科学技術の振興、国際化への対応等を総合的に支援する事業とともに、公の施設の管理運営及び交流促進に関する事業を行い、もって山梨県の産業経済の発展に寄与することを目的とする。 |
| 監査の結果 | <p>[指導事項] なし</p> <p>財務諸表に対する注記において、満期保有目的債券の評価基準及び評価方法は原則として償却原価法によるとされているが、基本財産として運用している投資有価証券のうち、取得価額と債券金額の差が多額な債券について、償却原価法が採用されていなかつた。</p> <p>〈注意事項〉 1件</p> |
| 監査対象団体 | （3）県内外の中小企業支援機関と連携して行う、産業官金連携等の支援事業 |

| | | |
|--|--|--|
| (4) 中小企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備投資の支援 (5) 科学技術・産業技術・先端技術等の研究開発及び普及等の支援事業 (6) 知的財産の創造、保護及び活用等の支援事業 (7) 中小企業の労働力確保、雇用機会の創出、教育訓練の充実等の支援事業 (8) 中小企業の情報化の促進、情報処理に関する知識・技能の向上等の支援事業 (9) 中小企業の国際化の支援事業 (10) 企業立地の促進、産業集積の形成及び地域の活性化等の支援事業 (11) 公の施設の管理運営事業 (12) その他法人の公益目的を達成するために必要な事業 | (4) 乗馬振興事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 〔出捐金〕 (出捐率 40.0%) | 400,000 円 |
| 財政的援助等の内 容 | 〔補助金〕 中小企業支援基盤整備事業費補助金 メティカル・ディバイス・コリドー創生事業費補助金 小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金 中東地域との宝業設備貸与事業費補助金 〔貸付金〕 高度度資本貸付金（山梨みらいファンド造成資本貸付金） 小規模企業者等設備導入資金貸付金 県単独中小企業設備導入資金貸付金 〔損失補償〕 県単独中小企業設備貸与資金貸付事業 〈公の施設管理〉 産業展示交流館アイメッセ山梨 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理者委託料（令和 3 年度） （委託料の精算に係る県への納付金） | 173,800,000 円 81,754,577 円 33,485,451 円 6,685,000 円 3,384,000 円 520,667 円 2,500,000 円 2,149,745,000 円 351,892,000 円 364,576,000 円 17,750,251 円 18,830,989 円 |
| 監査の結果 | 〔指導事項〕 なし | 〔注意事項〕 なし |
| 1 長期末収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 設備貸与事業（製版販売事業・リース事業）に係る未収金 457,678,331 円 2 中小企業支援基盤整備事業費補助金について、同事業会計の正味財産増減計算書に 計上された受取補助金額が実際に受領した額と相違していた。 3 会計規程第 16 条に「賃团が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県 財務規則の例による。」と定められているが、消耗品等の購入にあたり、納品書のないもの 及び領収が行われていないものがあった。 | 〔付与金〕 ①山梨県医師提供体制づくり等交付金 〔補助金〕 ②電子取扱い連携システム普及促進事業費補助金 ③在宅医療介護支援体制強化事業費補助金 ④在宅医療推進体制整備事業費補助金 補助の目的 ①一般社団法人山梨県医師会（以下「医師会」という）が行う「良質かつ適切な医療を提 供する体制の確保、健康増進に関する正しい知識の普及、研究の推進、医療従事者の養成 及び資質の向上等のための事業」に対し交付金を交付することにより、県民への良質な医 療の提供並びに県民の健康及び衛生の保持を図ることを目的とする。 ②在宅医療と在宅介護の多職種連携を強化するため、医師会が実施する患者自らが医療データを蓄積し、多職種で共有するシステムの普及を促進する取り組みに要する経費に対し、 予算の範囲内で補助金を交付する。 ③県内における在宅医療の推進を図るため、医師会が実施する介護支援専門員の資質向上の ための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ④県内における在宅医療の推進を図るため、医師会が実施する在宅医療推進に向けた協議会 等の設置及び運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 監査の結果 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | | |
|---------|--|------------|---|
| 監査対象団体 | 公益財團法人 山梨県馬事振興センター | 監査対象団体 | 公益財團法人 山梨勤労者医療協会 |
| 所管部（局）課 | 農政部 培養課 | 所管部（局）課 | 福祉保健部 医務課 |
| 監査実施日 | 令和 4 年 12 月 1 日 | 監査実施日 | 令和 4 年 12 月 8 日 |
| 事業の概要 | 馬事技術の普及奨励と優良乗用馬の育成供給等を行い、もって乗馬及び畜産の振興に寄与することを目的とする。 (1) 馬事技術普及奨励事業 (2) 優良乗用馬育成供給事業 | 財政的援助等の内 容 | 〔補助金〕 ①山梨県看護師等養成所運営費補助金 ②公立高等看護学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成能力の充実を図る。 補助の目的 ①民間病院の看護師確保対策を推進するため、公益財團法人山梨勤労者医療協会が設置する 共立高等看護学院の運営について、予算の範囲内で補助金を交付する。 |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 |

| | | | |
|------------|--|------------|-----------------------------|
| 監査対象団体 | 公益財團法人 やまなし観光推進機構 | 監査対象団体 | 公益財團法人 やまなし観光振興課、観光資源課 |
| 所管部（局）課 | 観光文化部 観光振興課、観光資源課 | 所管部（局）課 | 観光文化部 観光振興課、観光資源課 |
| 監査実施日 | 令和 4 年 12 月 6 日 | 監査実施日 | 令和 4 年 12 月 6 日 |
| 財政的援助等の内 容 | 〔補助金〕 ①やまなし観光推進機構事業費補助金 ②やまなし観光推進機構特別事業費補助金 | 財政的援助等の内 容 | 88,618,393 円 9,524,219 円 |

| | | |
|-----------|---|--|
| 補助の目的 | ①地域連携DMO事業費補助金 ②信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観光振興の促進に資するため、機構が行う特別事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ③観光産業の生産性の向上等による更なる活性化による本県の地域経済の発展や雇用の創出を図るために必要な、機構が行う地域連携DMO事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | |
| | ③地域連携DMO事業費補助金 ①本県の観光と物産の振興を推進するため、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）の運営及び機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ②信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観光振興の促進に資するため、機構が行う特別事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ③観光産業の生産性の向上等による更なる活性化による本県の地域経済の発展や雇用の創出を図るために必要な、機構が行う地域連携DMO事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 | |
| 監査の結果 | 〔指導事項〕 なし | |
| | 1 会計規程第25条に過誤納金の還付に関する会計処理について定められているが、令和3年度の地域連携DMO事業費補助金の額の確定に伴う補助金還付について、振替伝票が起票されておらず、規定の処理が行われていなかった。 2 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、観光戦略推進費について、実績報告書に記載された対象経費の実支出国額が相違しており、補助金が過大交付されていた。 3 改善説明会に係る実績報告書について、同補助金要綱に定められた提出期限を超過して提出されていた。 | |
| | 〈注意事項〉 2件 | |
| 監査対象団体 | 一般社団法人 山梨県農業会議 | |
| 所管部(局)課 | 農政部 担い手・農地戸策課 | |
| 監査実施日 | 令和4年10月28日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〔補助金〕農業委員会ネットワーク機構補助金 〔交付金〕農地中間管理機構集積支援事業交付金 24,522,000円 7,272,000円 | |
| 補助の目的 | 農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会ネットワーク機構が実施する事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金及び補助金を交付する。 | |
| 監査の結果 | 〔指導事項〕 なし | |
| | 〔指導事項〕 「経理規程の実施に関する必要事項について」に、金額が10万円以上の印刷及び購入については、印刷同書及び購入同書を作成のうえ、2社以上の見積書を添付することが定められているが、10万円以上の印刷について、印刷同書が作成されておらず、かつ2社以上の見積書が添付されていなかった。 | |
| | 〈注意事項〉 なし | |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 山梨ライターハウス | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 健康長寿推進課（公の施設管理）、障害福祉課（補助金） | |
| 監査実施日 | 令和4年11月24日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〔公の施設管理〕 山梨県立青い鳥老人ホーム 指定期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日 指定管理委託料（令和3年度） (利用料金に係る県への納付金) 〔補助金〕山梨県職業能力開発協会費補助金 12,437,216円 22,036円 43,739,000円 | |
| 監査の結果 | 〔指導事項〕 なし | |
| | 〔指導事項〕 山梨県立中小企業人材開発センター利用規程第19条第3項及び財務規程第15条第1項に、収入日計表を作成し、その日の収入取引を整理しなければならないことが定められているが、日ごとの収入日計表として作成されていないのがあった。 | |
| | 〈注意事項〉 なし | |
| 監査対象団体 | きらっとやまなし共同事業体 | |
| 所管部(局)課 | 教育庁 生涯学習課 | |
| 監査実施日 | 令和4年11月16日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〔公の施設管理〕 山梨県立図書館 指定期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日 指定管理委託料（令和3年度） 〔補助金〕情報文化センター（点字図書館）運営費補助金 116,074,363円 40,658,100円 | |
| 監査の結果 | 〔指導事項〕 なし | |
| | 1 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第17条第7項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる。」旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。 | |
| | 2 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第17条第7項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる。」旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。 | |
| | 〈注意事項〉 なし | |

| | | |
|-------------------|---|--------------|
| 指定期間 | 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 | |
| 指定管理委託料 | (令和 3 年度) | 92,383,397 円 |
| | (うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分) | 1,244,869 円) |
| （委託料の精算に係る県への納付金） | | 179,423 円) |
| 監査の結果 | | |
| 〔指導事項〕 | なし | |
| 〔基本協定書〕 | 第 30 条第 2 項に、指定管理者は自己の各年度の決算が確定した後、速やかに財務諸表又はこれに類するものを県教育委員会に提出しなければならないことが定められているが、提出されていなかった。 | |
| 〔注意事項〕 | なし | |

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番